

【資料２】就業規則 規定例

第●条（休日）

1. 休日は次のとおりとする。
 - （１）毎週土曜日
 - （２）毎週日曜日
 - （３）国民の祝祭日
 - （４）年末年始
2. 前項の休日のうち、毎週日曜日を法定休日とする。

第●条（振替休日）

1. 会社は業務の都合上必要がある場合は、休日を他の日に振り替えることがある。
ただし、その場合も４週４日の休日は確保する。
2. 休日を振り替える場合は、前日までに振り替える休日を指定し、社員に通知する。